

富山県済生会富山病院人工透析装置点検修理請負業務仕様書

1. 件 名 人工透析装置点検修理について

2. 履行場所 富山県富山市楠木 33 番地 1 富山県済生会富山病院

3. 履行期間 契約締結日から 3 か月

4. 点検修理物品及び点検修理箇所

(点検修理物品)

逆浸透法精製水製造装置 TW-900R 1 台

多人数用透析液供給装置 TC-20HI 1 台

A 粉末自動溶解装置 TP-AHI-G 1 台

B 粉末自動溶解装置 TP-BHI-G 1 台

透析用監視装置 TR-3000M 5 台

透析用監視装置 TR-10EX 3 台

個人用透析装置 TR-3300S 2 台

(点検修理箇所)

※点検修理箇所については別紙 1「点検・交換部品明細書」参照。

5. 点検修理目的

正確な処置や患者の安全性、装置の寿命や故障のリスクを管理するため。

6. 点検修理内容

- (1) 逆浸透法精製水製造装置 (RO 装置)・多人数用透析液供給装置・A 粉末剤自動溶解装置・B 粉末剤自動溶解装置・透析用監視装置・各装置の交換部品は、装置純正品・新品部品を使用すること。
- (2) 逆浸透法精製水製造装置 (RO 装置)・多人数用透析液供給装置・A 粉末剤自動溶解装置・B 粉末剤自動溶解装置・透析用監視装置・各装置の交換部品は、別紙 1「点検・交換部品明細書」を下に実施すること。
- (3) 定期点検実施中に別紙 1「点検・交換部品明細書」以外の部品に不具合が生じていた場合、装置が正常に動作するように部品交換等実施すること。

(4) 逆浸透法精製水製造装置 (RO 装置)・多人数用透析液供給装置・A 粉末剤自動溶解装置・B 粉末剤自動溶解装置・透析用監視装置・各装置の交換部品後、動作・液漏れ確認作業等を実施すること。

(5) 透析用監視装置 10 台の部品交換後、圧力調整・動作・液漏れ確認作業等を実施すること。

7. 請負者は、業務遂行上個人情報を取り扱う際は個人情報保護法等の関連法令を遵守しなければならない。また、業務遂行上知り得た個人情報・秘密を他人に漏らしてはならない。その職を解かれた場合も同様とする。

8. その他

- (1) 点検修理の実施日は発注者・請負者間において協議して決定する。
- (2) 対象機器の点検修理にあたって、当院の診療業務に支障をきたさないよう病院の指示等を受け実施すること。
- (3) 本仕様の内容、解釈及び明記のない事項について疑義が生じた場合は、病院と協議し決定すること。

9. 担当者

富山県済生会富山病院 用度課 牧田

TEL 076-437-1111

e-mail k-makita@saiseikai-toyama.jp